

高松市監査基準の一部を改正する基準

高松市監査基準（令和2年4月1日施行）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（監査等の種類及びそれぞれの目的）</p> <p>第4条 略</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>（10） 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（<u>法第243条の2の8第3項</u>又は公企法第34条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること</p> <p>（11）～（14） 略</p> <p>（15） 例月現金出納検査（法第235条の2第1項） <u>会計管理者及び企業管理者（以下これらを「会計管理者等」という。）</u>の現金の出納事務が適正に行われているか検査すること</p> <p>（報告の徴取）</p> <p>第8条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年令第16号）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対</p>	<p>（監査等の種類及びそれぞれの目的）</p> <p>第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>（10） 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（<u>法第243条の2の2第3項</u>又は公企法第34条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること</p> <p>（11）～（14） 略</p> <p>（15） 例月現金出納検査（法第235条の2第1項） <u>会計管理者等</u>の現金の出納事務が適正に行われているか検査すること</p> <p>（報告の徴取）</p> <p>第8条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年令第16号。<u>以下「法施行令」という。</u>）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定</p>

改正後	改正前
<p>する検査の結果について、<u>会計管理者又は企業管理者</u>に対して<u>それぞれ報告を求め</u>ることができる。</p> <p>2 監査委員は、<u>法第243条の2第10項又は公企法第33条の2において準用する法第243条の2第10項の規定により、指定公金事務取扱者</u>に対する検査の結果について、<u>会計管理者又は企業管理者</u>に対して<u>それぞれ報告を求め</u>ることができる。</p>	<p>により、指定金融機関等に対する検査の結果について、<u>会計管理者又は企業管理者若しくは市長</u>に対して報告を求めることができる。</p> <p>2 監査委員は、<u>法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者</u>に対する検査の結果について、<u>会計管理者</u>に対して報告を求めることができる。</p>

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。